

仕 様 書

1 件名

東京都公立大学法人カーボンニュートラル実現に向けた実行計画策定等業務委託

2 契約期間

令和4（2022）年4月15日から令和5（2023）年3月31日まで

3 履行場所

東京都公立大学法人 東京都立大学（南大沢キャンパス）外

4 委託目的

近年、人類の排出する大量の温室効果ガスによる地球温暖化が深刻化している中、東京都公立大学法人（以下、「法人」という。）では、人類が気候危機に直面している現状に対し、2050年までのカーボンニュートラルを目指し、率先して持続可能な社会の実現に貢献すべく、2021年7月16日に「東京都公立大学法人 気候非常事態宣言」（以下、「宣言」という。）を発出した（<https://www.houjin-tmu.ac.jp/about/environment/>）。この宣言に基づく取組として、2050年までのカーボンニュートラル実現に向けた実行計画を策定し、取組を推進していく必要があることから、本件業務を委託する。

5 通則

- (1) 受託者は、本業務委託を実施するにあたり、法人担当者と詳細に協議を行い、法人担当者の承認を受けて、委託業務を進めるものとする。
- (2) 受託者は、契約締結後、法人が提供する関係資料や法人担当者との随時の打合せ等により、本業務の主旨及び目的等について十分理解をした上で業務を進めること。
- (3) 契約締結後、速やかに法人担当者と打合せを行い、業務の進め方について確認すること。その後、速やかに、取組体制及び作業スケジュールを記載した業務計画書を作成の上、法人へ提出すること。
- (4) 本業務を履行するにあたって法人が貸与するデータ・資料等については、以下のとおり取り扱うこととする。
 - ア 法人が保有する資料等で、本業務に必要と認められるものについては、受託者に無償でこれを貸与する。
 - イ 受託者に法人が貸与する資料等を複製または転写する必要がある場合は、事前に法人の承認を得ること。また、それらは委託業務完了後、裁断するなど適切に処分すること。

ウ 法人が貸与する資料等については、受託者は善良な管理者として注意義務を持って適正に管理及び利用すること。データ等の管理は万全を期すること。

エ 受託者は、法人が貸与するデータ・資料等について法人から返還の指示があった場合、必要がなくなったとき又は契約が終了したときは、速やかに法人に返還すること。

(5) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等、不明な事項は、その都度法人と協議の上、決定する。

(6) 契約金額には、本業務の履行に必要な一切の経費を含むものとする。

(7) 受託者は、本委託業務の進捗状況を、適宜、法人に報告すること。また、法人から業務の進捗状況等の報告を求められた場合には、速やかに対応すること。

(8) 本委託業務を行うに当たっては、仕様書に定める事項を誠実に実施するほか、忠実にその業務を遂行すること。

(9) コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティへの取組を徹底すること。

6 希望申請要件（受託者の資格）

受託者は、過去3年間（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）において、大学（国立・公立・私立）、官公庁、公的機関又は民間業者等から本件と同等同類（契約金額・業務内容）以上の業務を受託した実績を有すること。なお、実績に係る証明として、具体的な契約名称、契約先、契約金額、契約期間及び業務の概要等を記した契約書の写し等を提出すること。また、秘密保持契約上の問題から顧客名を明記できない場合は、委託元の業種名・組織規模を記載すること。

7 業務履行要件（受託者に求める基本事項）

(1) 環境経営戦略など環境分野におけるコンサルティング業務について十分な知識と経験を有し、本委託業務を履行し得る人材を適正に配置すること。

また、本委託業務総括責任者を必ず配置し、履行体制についてあらかじめ法人に届け出ること。

(2) 他大学、あるいは国や東京都のカーボンニュートラルに関する動向・先進事例等を把握し、本仕様書に記載された内容にとどまらず、本委託業務実施に際して、有益な情報提供や提案を積極的に行うこと。

(3) 本委託業務実施に際しては、受託者の専門的知見を活かし、法人への全面的なサポートを行い、法人の業務負担を極力軽減すること。

(4) 法人特有の事情（東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校（以下、「2大学1高専」という。）を運営する組織体制、キャンパス所在地が東京都内に分散）や時期的な制約（入学試験等の学校行事に伴う業務繁忙期）を勘案し、法人との協力のもと円滑に業務を遂行すること。

(5) 業務計画書の作成

- ア 受託者は、業務履行開始にあたり、契約締結後、法人と協議の上、速やかに本業務に係る「業務計画書」を作成し、法人担当者の承認を得ること。「業務計画書」は、契約期間中の取組内容、作業工程、スケジュール等が分かるように作成すること。
- イ 「業務計画書」を変更する必要があるときは、法人担当者の承認を得た上で変更し、変更後の実施計画書を作成すること。
- ウ 受託者は、本業務の従事者及びその役割を記載した「取組体制表」を作成し、「業務計画書」とともに法人に提出すること。その際、統括責任者のほか、法人と連絡・調整を行う一元的な窓口となる主担当者、その他必要な担当従事者をおくこと。

(6) 定例打合せの実施

業務の進捗等の確認及び方向性等の意思統一を図るため、必要に応じて月1～2回程度、業務に係る打合せを行う。打合せは原則として本法人各キャンパスの中で法人が指定した場所において行うこととし、オンライン会議とすることもある。

(7) 議事録等の作成

- ア 法人との打合せ・協議を行う際には、受託者が打合せや協議に係る資料を準備し、事前に法人へ提出すること。終了後は速やかに議事録を作成・提出し、法人担当者の承認を得ること。
- イ 打合せ等において生じた検討課題については、議事録とは別に、課題管理表にまとめて作成・提出した上、課題の解決を実施し、法人担当者の承認を得ること。

8 業務内容（委託の範囲）

(1) 実行計画策定業務

ア 温室効果ガス排出量及び吸収量の算定

法人が現在保有する温室効果ガス排出量に関する数値や算定方法を確認するとともに、法人構成員へのヒアリング等を通じて法人が把握できていない温室効果ガス排出量及び吸収量を調査し、算定根拠を明確にした上で算定方法を提示すること。なお、算定方法については、将来的に継続して行うことができるものとし、算定した温室効果ガス排出量・吸収量は、国や東京都等が公表している直近のデータや最新の文献等に基づいた将来推計を示すこと。また、算定した温室効果ガス排出量は学校別、キャンパス別に整理し、それらをサプライチェーン排出量におけるスコープ1及びスコープ2に分類すること。

イ 脱炭素化・カーボンニュートラルの現況や動向等に関する調査

環境に関する資料やデータ等を収集し、東京都や国等の環境施策や国際社会を含む社会情勢の変化や潮流、企業や他大学、公的機関等における環境への取組等の把握を行い、本計画と整合をとるべき項目や内容を整理すること。なお、企業や他大学、

公的機関等における環境への取組等については、少なくとも5団体以上を調査すること。

ウ 現状を踏まえた課題と今後目指すべき取組の検討

法人におけるこれまでの環境への取組等を踏まえ、法人として重点的かつ戦略的に対応すべき課題を抽出・整理し、それらに対応するための取組の方向性や目指すべき姿について検討し、取りまとめること。

エ 目標設定

上記ア～ウを踏まえ、法人として2030年及び2050年までに目標とすべき温室効果ガス削減量を学校別、キャンパス別に検討し、算定すること。

オ 目標達成に向けた方策（ロードマップ）

設定した目標を達成するための取組や気候変動適応策について、省エネルギー診断等必要とされる調査の実施による検討を行い、実効性や実現可能性という観点から、目標達成に向けた方策を明確にするとともに、その費用対効果等取組の効果や影響を示し、それらをロードマップとして取りまとめること。

カ 計画書の作成

上記ア～オの内容に加え、上記エ及びオに基づく2大学1高専における取組内容を反映させた計画書及びその概要版を作成すること。なお、2大学1高専における取組内容については法人内に設置する策定委員会（仮称）で検討することとし、2大学1高専から報告された取組内容が温室効果ガスの削減にどの程度の効果があるか、2大学1高専の実情に応じたより効果的な取組があるか等の検証を行い、助言すること。また、計画書及び概要版は、図表や写真、イラスト等を使用し、見やすさに配慮するとともに、分かりやすいものとなるよう工夫すること。

(2) スコープ3排出量の算定

ア カテゴリ別排出量の調査

2大学1高専いずれかの学校でスコープ3における15のカテゴリの該当の有無を調査すること。該当する場合は、該当のカテゴリで算定する上で必要なデータ等を示すこと。なお、調査対象の学校については、法人と協議した上で、決定することとする。

イ 必要データ等の情報収集

該当のカテゴリで算定するための必要データ等を、効果的かつ効率的に収集するための方法を提案するとともに、収集した情報が算定するのに適切な内容かを確認し、問題点や改善すべき点等がある場合には、それらを解消するための提案をすること。また、算定方法については、将来的に継続して行うことができるようにし、算定手順などを文書（マニュアル）としてまとめ、明確化すること。

ウ カテゴリ別排出量の算定及び検証

収集した情報は国のガイドライン等に基づきカテゴリ別に排出量を算定すると

ともに、他団体（民間企業、大学、公的機関等）が算出しているスコープ3のカテゴリ別排出量と比較するなどして、検証すること。

エ 今後の方策について

本委託業務でスコープ3算定の対象外となった学校における排出量の算定やその方法、算定したカテゴリ別排出量に関する削減目標設定の考え方、及び目標を達成するための必要な取組等、今後法人が環境への取組を推進するための具体的方策を提案し、報告書としてまとめること。

(3) 策定委員会（仮称）の開催支援

策定委員会（仮称）において、排出量削減策や削減目標について意見聴取等をするので、会議で使用する計画等関連資料の作成・準備、会議への出席及び資料説明、会議記録作成、会議での意見を踏まえた資料への反映等の必要な支援を行うこと。

なお、検討委員会は、令和4（2022）年7月から令和5（2023）年3月までの期間に月1回程度（計10回）開催を予定している。なお、会議は原則として本法人各キャンパスの中で法人が指定した場所において行うこととし、オンライン会議とすることもある。

9 成果物の納品

(1) 本件の成果物は、以下のとおりとする。

ア 目標達成に向けたロードマップ

紙面 10部

電子データ

イ 温室効果ガス排出量（スコープ3）評価報告書（算定方法の手順に関するマニュアル含む）

紙面 10部

電子データ

ウ 実行計画書

紙面（本紙） 10部

紙面（概要版） 10部

電子データ

※電子データについては、法人のOA環境であるMicrosoft Office 365に対応して作成すること。また、電子データに保護をかけないこと。

(2) 納品場所は、本法人各キャンパスの中で協議の上決定する

(3) 納期は、それぞれ以下のとおりとする。

上記（1）ア：令和4（2022）年10月31日

イ：令和4（2022）年12月15日

ウ：令和5（2023）年3月31日

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、書面により法人の承諾を得たときにはこの限りではない。
- (2) 本仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、本学の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「東京都公立大学法人個人情報取扱標準特記仕様書」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「東京都公立大学法人個人情報取扱標準特記仕様書」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

12 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務に係る成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が従前から有する著作権及びコンサルティングノウハウに関わる著作物の著作権は除く。
- (2) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 上記（2）の規程は、受託者の従業員、上記 10 の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (4) 成果物は、委託者が作成するホームページや各種情報提供媒体等に自由に使用できるものとする。
- (5) 受託者は本委託終了後も含め、業務の成果物に含まれる委託者の情報を委託者の承認を受けずに、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。

13 支払方法

履行完了後、受託者側からの適正な請求書を受理した日から起算して 60 日以内に支払う。

「9 成果物の納品」に係る成果物の納品が完了した都度、検査合格した後、当該成果物作成までに要した費用を支払う（部分払い）。

残額は、全ての委託業務が完了し、検査に合格した後、支払う。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 担当部署(連絡先)

東京都公立大学法人 総務部施設課 管理係

住所：東京都八王子市南大沢1-1

電話：042-677-2032(直通)